

昭和 57 年 04 月 01 日 制定

平成 02 年 11 月 27 日 改正

平成 13 年 03 月 16 日 一部改正

平成 19 年 03 月 02 日 一部改正

平成 20 年 10 月 04 日 一部改正

平成 24 年 02 月 25 日 一部改正

平成 27 年 02 月 21 日 一部改正

(名 称)

第 1 条 一般社団法人新潟県臨床検査技師会定款（以下定款）第 1 条により一般社団法人新潟県臨床検査技師会新潟支部と称し、事務局を新潟支部内に置く。

(構 成)

第 2 条 支部の構成は、一般社団法人新潟県臨床検査技師会組織運営規定 第 2 条別表 1 に定める支部内に、居住並びに勤務する臨床検査技師・衛生検査技師をもって構成する。

(目 的)

第 3 条 定款第 3 条による他、相互の融和を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この支部は、前条の目的達成のため定款第 4 条による他、次の事業を行う。

- 1) 会員福祉の増進及び融和に関する計画
- 2) その他目的達成に必要な事業

(運 営)

第 5 条 支部の運営は、会費及び寄付金等をもって当てる。

2. 会費は年額 1, 0 0 0 円とし前納する。但し、納入した会費は返還しない。
3. 会計年度は、2 月 1 日から翌年 1 月 3 1 日までとする。

(役 員)

第 6 条 支部に次の役員を置き、総会において選出した任期は 2 年とする。

2. 支部長 1 名、副支部長 1 名、幹事若干名、会計監事 2 名。
3. 前項の役員並びに県役員は、別に定める選出規定により選出する。
4. 支部長、副支部長は、幹事の互選とする。
5. 幹事及び会計監事は相互に兼任することはできない。
6. 支部長は任期を原則として 1 期 2 年とする。但し、留任を妨げない。

(顧 問・名 誉 会 員)

第 7 条 顧問並びに名誉会員を置くことができる。

2. 顧問並びに名誉会員は、学識経験者及び本会の功績者の中から推薦し幹事会の承認を得て支部長が委嘱する。
3. 顧問並びに名誉会員は、規約に定める支部の会費は免除する。

(会 議)

第 8 条 会議は、総会並びに幹事会とし、総会は年 1 回開催し、幹事会は支部長が必要に応じて開催する。

第 9 条 総会は会員の過半数（委任状を含む）を持って成立する。

2. 会議の決議事項は、出席者の過半数の同意により決定する。

(規約の変更)

第 1 0 条 この規約は、総会の議決を経なければ変更することはできない。

付 則

1. この規約は、平成 27 年 2 月 21 日より施行する。